



兵庫のまんなか 市川町で 新しい生活をスタートしませんか？

市川町では、令和5年度から令和7年度までの間に住宅を取得し、定住していただく方に対して奨励金を交付します。



対象条件

- ①住宅を取得した者又はその配偶者のいずれかが、申請年度の4月1日時点で45歳未満であること。
- ②施行日以後に住宅を新築又は中古住宅を購入若しくは増築(注)を行った新規移住者又は町内在住者であること。
(注) 増築については条件を満たすものに限り、詳しくは要綱をご参照ください。
- ③申請年度内に、住宅の建築又は購入が完了するものであること。
※①～③の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、交付対象から除外されます。
- ④施行日前に締結した工事請負契約、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認申請及び建築工事届により住宅を新築する方又はこの要綱の施行日前に締結した売買契約により中古住宅を購入する方
- ⑤住宅の建築に関し移転補償を受ける方
- ⑥市町村税その他市町村に対する債務の履行を遅滞している方
- ⑦過去にこの要綱の規定による奨励金の交付を受けたことがある方

奨励金の額

- ①新築及び増築の場合 50万円
- ②中古住宅を購入する場合は、購入金額の100分の10を乗じて得た額で上限額は30万円
ただし、1万円未満の端数が生じたときは切り捨てた額
- ③新規移住者については、移住者の世帯人数から2人を引いた人数1人につき5万円を①か②の交付額に加算する。ただし、申請者が婚姻関係を持たない場合は、世帯人数から1人を引いた人数1人につき5万円を①か②の交付額に加算する。

お手続きの方法は裏面をご覧ください

市川町若者定住促進住宅取得奨励金手続きの流れ

1 事前申込

新築及び増改築工事の請負契約あるいは住宅(建売・中古)の売買契約を締結したら奨励金交付申請書(様式1)と町税等の納入状況及び住民登録状況等確認同意書(様式2)に必要な事項を記入の上、必要な書類を添付して申込んでください。

【申込みに必要な書類】

- ・納税証明書(転入の場合、前住所地の市町村のもの)
- ・付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図(中古住宅を購入する場合は不要)
- ・工事請負契約書の写し(新築の場合)
- ・売買契約書の写し(分譲住宅又は、中古住宅を購入する場合)
- ・建築工事届の写し
- ・代表申請者選任届(様式3)は共有名義の場合必要となります。

2 交付決定通知

申請内容を審査し、交付が決定された場合は市川町若者定住促進住宅取得奨励金交付決定・却下通知書(様式4)が送付されます。

3 奨励金請求

交付決定通知を受けた後、奨励金を受け取る場合、市川町若者定住促進住宅取得奨励金交付請求書(様式5)に必要な事項を記入の上、必要な書類を添付して提出してください。

【奨励金請求に必要な書類】

- ・住民票謄本
- ・土地・建物の登記事項証明書の写し
- ・通帳の写し

市川町役場 住民環境課 生活環境係
〒679-2392 兵庫県神崎郡市川町西川辺165-3
TEL 0790-26-1011 FAX 0790-26-1049

